

館林市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和3年12月23日

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 井野口 勝 則

0・8・1

令和3年12月23日

館林市長 多 田 善 宏 様
館林市議会議長 野 村 晴 三 様

館林市監査委員 早 川 勉

館林市監査委員 井野口 勝 則

財政援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の基準

館林市監査基準（令和2年館林市監査委訓令第1号）

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象

- （1）館林市環境保健委員協議会
- （2）館林市「日本遺産」推進協議会

4 監査の実施期間

令和3年10月8日から令和3年12月17日まで

5 監査の着眼点

令和2年度に交付された補助金等の執行が適正に行われたか確認するため、次の点に留意した。

- （1）補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
- （2）補助金等の額の算定、積算根拠は適正か
- （3）補助金等の申請から交付までの手続き、交付方法は適正か
- （4）交付団体への指導監督は適切に行われているか
- （5）補助金等に係る収支の会計経理は適切か否か吟味しているか
- （6）交付目的や効果等から判断し、縮小、廃止等の見直しを検討したか
- （7）事業の効果は十分挙げられているか。また、補助金等が補助対象以外に流用されていないか
- （8）出納関係帳票の整備、記帳は適正か、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か
- （9）会計処理上の責任体制は確立されているか
- （10）精算に伴う返還金がある場合、返還の時期等適切に行われているか

6 監査の実施内容

団体に関する決算書及び関係諸帳簿等あらかじめ提出を求めた関係書類に基づき、事前に関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び所管課長から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

7 監査の結果

(1) 館林市環境保健委員協議会

(補助内容：館林市環境保健委員協議会交付金、所管課：地球環境課)

当該団体に対する補助金の支出について、その使途は補助目的に従い概ね適正に使用され、その効果はあげられていると認められた。

(2) 館林市「日本遺産」推進協議会

(補助内容：館林市「日本遺産」推進協議会補助金及び貸付金、所管課：文化振興課)

当該団体に対する補助金及び貸付金の支出について、その使途は補助目的に従い概ね適正に使用され、その効果はあげられていると認められた。なお、団体が持続可能なものとするための中長期的な計画について検討されたい。

なお、留意すべき具体的事項については、各団体に対し、口頭で指示したので記述は省略した。